（航空機技術基準企画室及び航空機技術審査室並びに型式証明調整官及び設計審査官）

第百二十七条　航空機安全課に、航空機技術基準企画室及び航空機技術審査室並びに型式証明調整官一人及び設計審査官を置く。

2　航空機技術基準企画室は、航空機及びその装備品の設計又は製造に係る安全及び環境保全に関する技術上の基準の設定に関する企画及び立案並びに関係行政機関、外国の行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

3　（略）

4　航空機技術審査室は、航空機に係る型式証明に関する事務（型式証明調整官及び設計審査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5　（略）

（削る）

（削る）

6　型式証明調整官は、航空機に係る型式証明に関する関係行政機関、外国の行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

7　設計審査官は、命を受けて、航空機及びその装備品の設計又は製造に係る審査及び検査（これらの設計又は製造に関する認定のための検査を含む。）の実施に関する事務並びに航空機に係る型式証明に係る審査に関する事務のうち重要事項に関する事務を分掌する。

14　整備審査官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席整備審査官とする。

15　首席整備審査官は、整備審査官の所掌に属する事務を統括する。

16　養成企画調整官は、航空従事者の養成の促進に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

17　航空従事者試験官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　航空従事者に関する技能証明、航空英語能力証明、計器飛行証明及び操縦教育証明に係る試験の試験問題の作成及び試験の実施に関すること。

二　運航管理者の技能検定に係る試験の試験問題の作成及び試験の実施に関すること。

三　指定航空従事者養成施設の技能審査員の認定に係る試験の試験問題の作成及び試験の実施に関すること。

四　指定航空英語能力判定航空運送事業者の能力判定員の認定に係る試験の試験問題の作成及び試験の実施に関すること。

五　指定運航管理者養成施設の技能審査員の認定に係る試験の試験問題の作成及び試験の実施に関すること。

18　航空従事者試験官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席航空従事者試験官とする。

19　首席航空従事者試験官は、航空従事者試験官の所掌に属する事務を統括する。

（航空機技術基準企画室及び航空機技術審査室並びに航空機検査官、型式証明調整官及び設計審査官）

第百二十七条　航空機安全課に、航空機技術基準企画室及び航空機技術審査室並びに航空機検査官十二人以内、型式証明調整官一人及び設計審査官を置く。

2　航空機技術基準企画室は、航空機及びその装備品の設計、製造、整備、改造又は検査に係る技術上及び環境保全上の基準に関する企画及び立案並びに関係行政機関、外国の行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

3　（略）

4　航空機技術審査室は、航空機の型式証明に関する事務（国際民間航空条約の締約国たる外国が型式証明その他の行為をした航空機に係るもの並びに型式証明調整官及び設計審査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5　（略）

6　航空機検査官は、命を受けて、航空機及びその装備品に係る検査（これらの設計、製造、整備、改造又は検査に関する認定のための検査を含む。）の実施に関する事務（運航安全課並びに航空機技術審査室並びに型式証明調整官及び設計審査官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

7　航空機検査官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席航空機検査官とする。

8　首席航空機検査官は、航空機検査官の所掌に属する事務を統括する。

9　型式証明調整官は、航空機の型式証明に関する関係行政機関、外国の行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（国際民間航空条約の締約国たる外国が型式証明その他の行為をした航空機に係るものを除く。）をつかさどる。

10　設計審査官は、命を受けて、航空機の型式証明に係る審査に関する事務（国際民間航空条約の締約国たる外国が型式証明その他の行為をした航空機に係るものを除く。）のうち重要事項に関する事務を分掌する。